

## 福利厚生について（論点）

- 事業主は、給食施設、休憩室及び更衣室について、パートタイム労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないとされていることについて、どのように考えるべきか。

**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）（抄）**  
（福利厚生施設）

第11条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であって、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならない。

**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年労働省令第34号）（抄）**  
（法第11条の厚生労働省令で定める福利厚生施設）

第5条 法第11条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次に掲げるものとする。

- 一 給食施設
- 二 休憩室
- 三 更衣室

**事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年厚生労働省告示第326号）（抄）**

第三 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

事業主は、第二の基本的考え方に基づき、特に、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

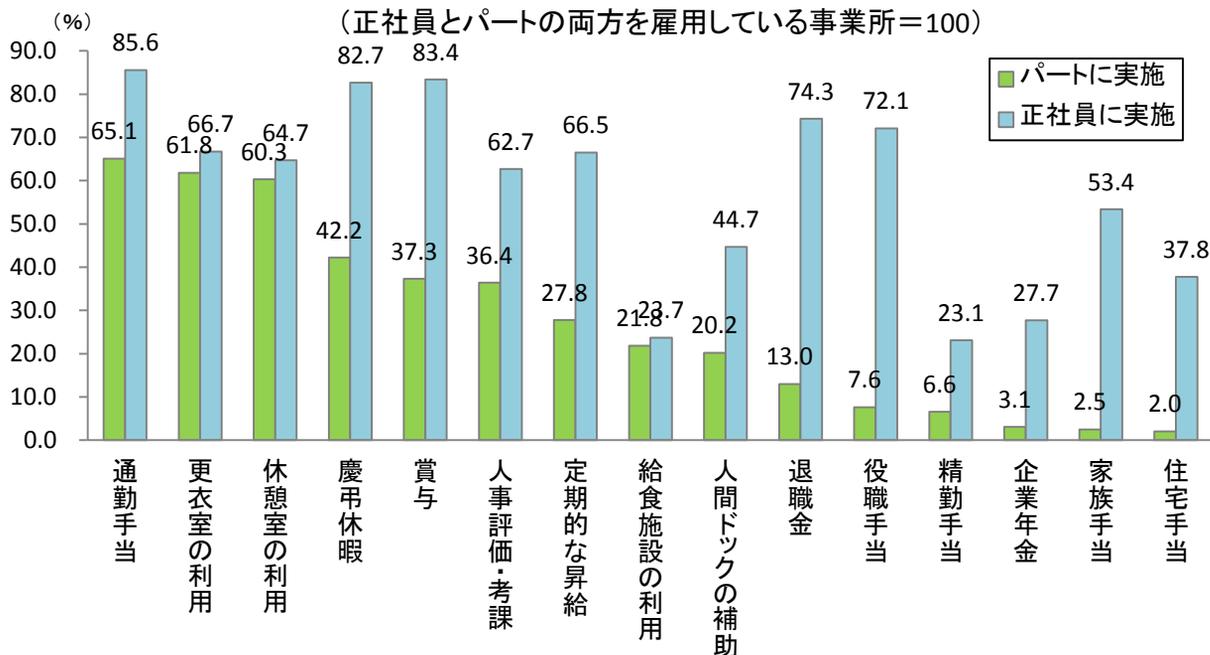
- 一 短時間労働者の雇用管理の改善等
  - (一)・(二) (略)
  - (三) 福利厚生

事業主は、短時間労働者法第8条及び第11条に定めるもののほか、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等を目的とした福利厚生施設の利用及び事業主が行うその他の福利厚生の措置についても、短時間労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮した取扱いをするように努めるものとする。

福利厚生(第11条)

手当・制度の実施状況

手当等、各種制度の実施状況及び福利厚生施設の利用状況別事業所割合  
(複数回答)

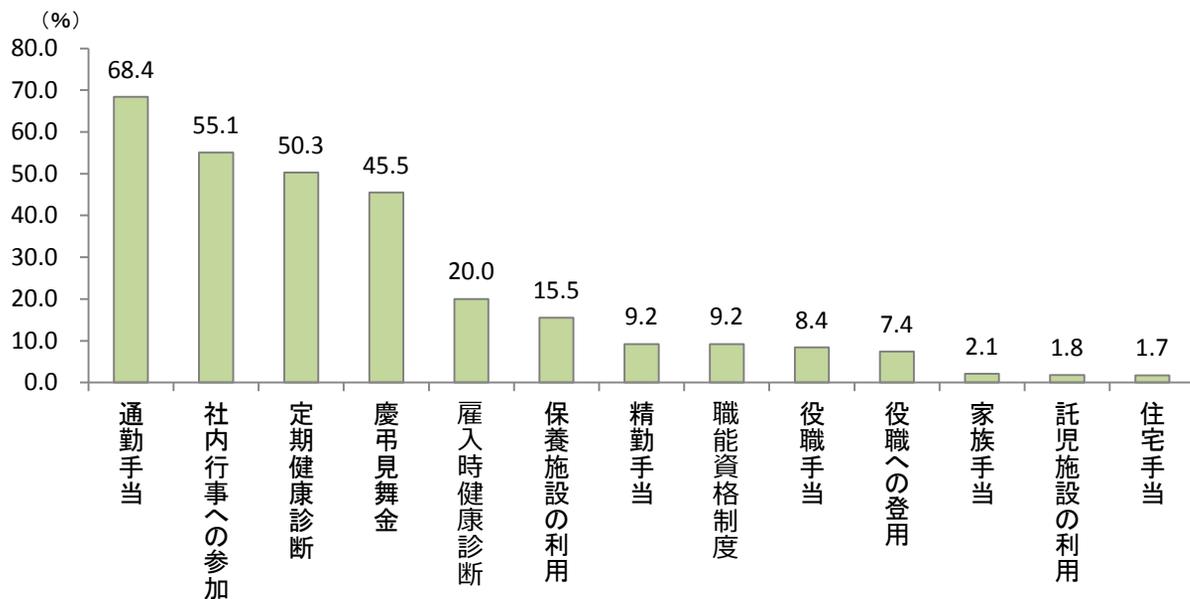


H23

資料出所:平成23年パートタイム労働者総合実態調査(厚生労働省)

手当等、各種制度のパートへの実施状況及び福利厚生施設のパートの利用状況別事業所割合  
(複数回答)

(正社員とパートの両方を雇用している事業所=100)



H18

資料出所:平成18年パートタイム労働者総合実態調査(厚生労働省)

(※ H18は再集計をしていないデータである)